

# 3 栃木県公報

令和元(2019)年 5月28日(火) 第7号

	目	次					
	告	示					
○補助金等の名称等を定める告示の一部改	(正						83
○生活保護法による指定医療機関の指定…							85
○生活保護法による指定施術機関の指定…				•••••			86
○生活保護法による指定医療機関の名称等	の変更			•••••			86
○生活保護法による指定施術機関の所在地	」の変更			•••••			87
○生活保護法による指定医療機関の事業の	)廃止						87
○土地改良区定款変更の認可							88
	公	告					
○とちぎ健康づくりセンターの利用料金の	)承認						88
○とちぎ生きがいづくりセンターの利用料	金の承認…						89
○土地改良区役員の退就任							89
○基本測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							90
○開発行為の工事完了							90
		等 公 告					
○入札公告(特定調達公告)							91
	告	示					
栃木県告示第五十五号							
補助金等の名称等を定める告示(昭和四	[十七年栃木:	県告示第三三日五十	-国事) の	一部を	次のように	1改正し、	~
和元年度分の補助金等から適用する。							
令和元年五月二十八日							
		版*	不具知事	屈	H (i	ш 1	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表	(の改正後の!		. —		_ `	,	
改 正 後			赵	띰	<b></b>		

		î	<u> </u>	띰	後						î	<u> </u>	끰	温		
岩土海	課	後 等の名 権 田 金		26 m	内谷又は事である。交付の合分の	事務	率又	の相	帮	票	条 等の名 権 思 金		6Ш	内容又は事業のである事故なの対象	密 率又	の粧
盎	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~						智									
屈業	智								<b>海</b> 業							
親光		坐							選 光 動	711	盎					
部一	票票	I o L	器						部 第 少	課憲法	п о [	器				
	ılıı, <del>⊒</del>	学導人								⊞; <del>±</del>	学導人					
		調査支									請查支					
		金炭補助									金炭補助					

					11 1					
製品桶	県内に事	県内に事業	訓怒	地域		先端も	成長産業	県内に事業	訓經	<u>∓</u> <
	業所を有	所を有し、	経費	**		<u>6,0~</u>	である航	所を有する	経費	企業
	する資本	地域未来牽	611	牽門		り産業	空機、医	中小企業基	611	極
	金の額又	引企業の選	<b>安</b> 6	位業		研究開	療機器及	本法第二条	分の	
<del>                                    </del>	は出資の	定を受けた	1 🖂	の選		発拳支	び次世代	第一項第一	1 🖂	
	総額が五	中小企業者	<u> </u>	定を		援事業	自動車	号に掲げる	$\mathbb{K}^{\circ}$	
	億円未満	等が行う戦	ただ	受け		費補助	( 先端的	中小企業者	ただ	
	の企業	略産業(次	7	<u>た</u> 中		祵	な技術を	(知事が別	7	
		世代自動	11+	<b>一</b>				に定める者	11+	
	の項にお		万田	業和			動車をい	を除く。以	万田	
	3 V [#	機、医療機	を限	拳及			<u>√</u> 0°) €	下この項に	を限	
		器、ヘルス	度と	が型			製造業及	#37 F	度と	
	**  ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	ケア、ロ	+	数科			びその関	<u></u>	10	
	<u>√</u> C <sub>0</sub> ) €	ボット) に	<i>1</i> 0° −	淀譽			連産業	<u> おいん。)</u>	<u>1600</u>	
		係る先進的		三十						
		な技術・製		業計			の頃にお	<u>360,0√2</u>		
		品開発拳又		画を				産業に係る		
		は地域未来		承認			縮ものづ	新技術及び		
		投資促進法						新製品の開		
		による地域		74				発等に要す		
		経済牽引事		<b>∓</b> -<				る次に掲げ		
		業計画を承		台業				る経費		
		認取得した		和翀			究開発等			
	した中小	中小企業者					を支援す	及び副資		
		挙が同計画					ることに	材の購入		
		に基づき行					より、 出	に要する		
	略産業に	う戦略産業					端ものづ	経費		
		に係る先進								
	的な技	的な技術・					の競争力	置又は工		
		製品開発等					の強化を	見器具の		
	開発等に	に要する次					<u>図り、も</u>	購入、試		
	要する経	に掲げる経					つて県民	作、 改		
	費の一部	======================================					の雇用機	良、据付		
	を補助す						会の増大	け、借用		
	ることに	及び副資					及び県内	文は修繕		
	より、県	材の購入					経済の活	に要する		
	内経済を						性化に資	経費		
	多す自奉	経費					1010°	三 外注加		
		11						工に要す		
	出及び成	置又は工						る経費		
	長を支援	見器具の						四 技術指		
	し、地域	購入、 試						導の受入		
	経済の活	新、 以 一						れに要す		
	性化を図	型、						る経費		
	<u>√6°</u>	け、借用						H 存発 流		
		文は修繕						発拳に直		
		に要する						接従事す		
								る者の人		
11 1 1		1	I	I I	II I	I			I	

	<u>エに要する</u> 三 <u>外注却</u>			化         色的型           件數	
	<u>~~ 然</u> 無			産権に係	
	団技術指			る田屋郷	
	礼に要す。 導の受入			強動に関する	
	る経費			7 180	
	五 技術·			大きでに	
	製品開発			掲げるも	
	等に直接			<u>e e #</u>	
	者の人件。 従事する			が特に必 か、知事	
	<u> </u>			<u>要と認め</u> か <u>作い</u> 分	
	大			る経費	
	産権に係				
	る田麗寺				
	に要する				
	<u>七 実証実</u> 経費				
	験の表記				
	に要する				
	<u> </u>				
	<u> 力446万</u>				
	<u>ののま</u> <u>越汁なも</u>				
	が、   を   を   の   の   の   の   の   の   の   の				
	が特に必				
	関と認め				
	る経費				
盎			盎		
 I		-			

(工業振興課)

# 栃木県告示第56号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元 (2019) 年 5 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地

つるかめ診療所	下野市緑 3-18-16
蔵の街メディカルケア	栃木市万町 9-5 シティビル 2 F
k e i クリニック	小山市中央町3-7-1 ロブレ7F
菅間在宅診療所	那須塩原市大黒町2-5
くろき内科クリニック	栃木市大平町牛久199-2
畠山医科歯科クリニック【医科】	栃木市平柳町 2-12-39
ましこ令和クリニック	芳賀郡益子町北中935-1
畠山医科歯科クリニック【歯科】	栃木市平柳町 2-12-39
クスリのアオキ高萩薬局	佐野市高萩町423
クスリのアオキ堀米薬局	佐野市堀米町1644-1
コアラ薬局	佐野市赤坂町167
ファミリア薬局	小山市粟宮499-22
コスモ薬局 真岡店	真岡市熊倉町931
メルシー薬局 大田原店	大田原市滝沢307-3
ミキ薬局 那須南店	那須烏山市中央3-1-14
とちぎ薬局 益子店	芳賀郡益子町北中935-4
	蔵の街メディカルケア keiクリニック 菅間在宅診療所 くろき内科クリニック 畠山医科歯科クリニック 畠山医科歯科クリニック 畠山医科歯科クリニック 畠山医科歯科クリニック【歯科】 クスリのアオキ高萩薬局 クスリのアオキ堀米薬局 コアラ薬局 ファミリア薬局 コスモ薬局 真岡店 メルシー薬局 大田原店 ミキ薬局 那須南店

#### 栃木県告示第57号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元 (2019) 年 5 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

指定年月日		施	術	者		施	術	所	
111亿平月日	氏	名	住	所	名	称	所	在	地
平 成 30 (2018) 年 12月1日	長瀬	茂雄		_	おひさま ビリ	在宅リハ	那須塩原	市東小原	屋447-9

# 栃木県告示第58号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元(2019)年5月28日

栃木県知事 福 田 富 一

# 1 病院、診療所又は薬局

変更	年	月	日	名	称	所	在	地
平成26(2	014)	年7月	月26日	小川こどもクリニック		鹿沼市貝島 (鹿沼市貝		

#### 2 指定訪問看護事業者等

変更年月日	指定訪問	<b>周看護事業者等</b>	訪問看護	ステーション等
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平 成 31 (2019) 年 3月1日	日本赤十字社栃木県支部	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	芳賀赤十字訪問看 護ステーション	真岡市中郷271 (真岡市台町2461)

(注)表中の()内は変更前のもの

#### 栃木県告示第59号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第55条において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元 (2019) 年 5 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	施	術	者	施	術	所
多 史 平 月 日	氏 名	住	所	名 称	所	在 地
平 成 31 (2019) 年 4月2日	_		_	あいおいマッサー ジ		和田町20-27-1 万町16-8 蔵 ツ102)

(注) 表中の() 内は変更前のもの

#### 栃木県告示第60号

次の指定医療機関から、生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元(2019)年5月28日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名    称	所 在 地
平成31 (2019) 年 3 月 31日	あじさい内科クリニック	栃木市大平町牛久199-2
平成31 (2019) 年 3 月 31日	ミキ薬局 那須南店	那須烏山市中央3-1-14
平成31 (2019) 年 3 月 31日	コアラ薬局	佐野市赤坂町167
平成31 (2019) 年 3 月 30日	コスモファーマ薬局 上三川店	河内郡上三川町西汗1644-4

(保健福祉課)

# 栃木県告示第61号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元 (2019) 年 5 月 28日

栃木県知事	福	田	富	
-------	---	---	---	--

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
江川南部土地改良区	令和元(2019)年5月16日
大岩藤土地改良区	令和元(2019)年5月20日

(農地整備課)

# 公 告

## ○とちぎ健康づくりセンターの利用料金の承認

とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例(平成8年栃木県条例第30号。以下「条例」という。)第14条第3項後段の規定により令和元(2019)年10月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例施行規則(平成8年栃木県規則第59号)第15条の規定により公告する。

令和元 (2019) 年 5 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

1 プール、トレーニング室等の利用料金

施	設	利用	区分	利用料金	(1人1回につき)
	トレーニン	利用時間が		16歳以上の者	550円
グ室及ひ   デッキ	<sup>ド</sup> ランニング	までの場合	7	4歳以上16歳未満の者	270円
		利用時間かを超える場		16歳以上の者	550円に2時間を超える利用時間1時 間までごとに270円を加算した額
				4歳以上16歳未満の者	270円に2時間を超える利用時間1時 間までごとに130円を加算した額

備考 この表に掲げる施設を利用するに当たっては、利用料金5,500円に相当する5,000円のプリペイドカード及び利用料金11,500円に相当する10,000円のプリペイドカードを利用することができる。

2 エアロビクススタジオ、多目的運動フロア等の利用料金

施	設	区	分	利用料金(1時間につき)
エアロビクススタシ	ジオ			880円
多目的運動フロア		全面		3,080円
		1/2面	Ī	1,540円
		1/3面	Ī	1,030円
		1/6面	Ī	550円
大会議室				1,760円
小会議室				980円
多目的フロアA		全面		1,210円
		2/3面	Ī	800円

	1/2面	600円
	1/3面	400円
多目的フロアB		210円
多目的フロアC		380円

備考 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は入場料(名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。)を徴収して利用する場合の多目的フロアA、多目的フロアB及び多目的フロアCの利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

#### 3 附属設備の利用料金

名	称	施	設	X	分		利	用	料	金	
冷房設備		多目的	運動	フロア		1時間に	こつき			1	,980円
暖房設備	多目的	運動	フロア		1時間に	こつき		1	,320円		
持込器具電源利用料		多目的	フロフ	7		500ワッ	ト1日1		210円		

#### 備考

- 1 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は入場料(名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。)を徴収して利用する場合の多目的フロアに係る付属設備の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 2 この表の「持込器具電源使用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500ワットごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量に500ワット未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 4 講習等の受講又は体力測定の受検に係る利用料金

区	分	禾	リ 用	料	金 (	1	人	1	口	K	つ	き	)	
講習		16歳以上の名	<u>د</u> ا											550円
		4 歳以上16歳	<b>走未満</b>	の者										270円
講座														1,100円
体力測定														1,100円

備考 条例第3条に規定する講習を受けた者が講座を受講する場合の利用料金の額は、1人1回につき550 円とする。

(保健福祉課)

#### ○とちぎ生きがいづくりセンターの利用料金の承認

とちぎ生きがいづくりセンター設置、管理及び使用料条例(平成8年栃木県条例第29号)第9条の2第3項後段の規定により、令和元(2019)年10月1日以後の授業料について年額19,000円とすることを承認したので、とちぎ生きがいづくりセンター設置、管理及び使用料条例施行規則(平成9年栃木県規則第10号)第14条の規定により公告する。

令和元 (2019) 年 5 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一 (高齢対策課)

#### ○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退

任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元 (2019) 年 5 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地改良区名	役職名	退任役員 氏 名	就任役員 氏 名	住	所	退 任 年月日	就 任 年月日
上 飯 田 土地改良区	理事	御子貝 誠	御子貝 誠	宇都宮市飯田町894		平成 31 (2019). 3.31	平成 31 (2019). 4.1
	"	宇賀神浩之	宇賀神浩之	" " 1344		"	"
	"	御子貝秀明	御子貝秀明	" " 895		"	"
	"	阿部 友美	阿部 友美	" " 1122		"	"
	"	吉野 明良	吉野 明良	" " 886-	5	"	"
	監事	佐藤 正夫	佐藤 正夫	" " 913		"	"
	"	阿部 眞弓	阿部 眞弓	" " 1044	- 1	"	"

(農地整備課)

# ○基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元 (2019) 年 5 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

基本測量 (成果不整合地域における基準点改測)

- 2 作業地域
  - さくら市
- 3 作業期間

令和元 (2019) 年7月1日から同年12月20日まで

(監理課)

## ○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元 (2019) 年 5 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域	開発許可を受けた者
(工区に含まれる地域の名称)	住 所 氏 名
河内郡上三川町大字上三川字井戸川2142番 4、2143番2、2145番2	河内郡上三川町大字上三川2992番地 川 村 ちい子 1
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字山中2290番1、 2290番11 (開発行為に関する工事) 塩谷郡高根沢町大字宝積寺字山中2290番1地 先、2290番11地先	東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン

塩谷郡高根沢町大字石末字上東原1792番6	塩谷郡高根沢町大字宝積寺1016番地 1ミレニアムマンション101	星		美	穂
河内郡上三川町大字上三川字上野田4233番4 (開発行為に関する工事) 河内郡上三川町大字上三川字上野田4233番2 の一部、4228番2の一部、4233番3の一部	宇都宮市下栗町1009番地8	加	藤		淳

(都市計画課)

# 調達等公告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元 (2019) 年 5 月 28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

ソフトウェアライセンス一式

· WINENTLTSC 2019 Upgrd OLP NL Gov GOLP

3,142台分

· OfficeProPlus 2019 OLP NL Gov GOLP

3,142台分

· JL-Government 一太郎Government 9

445台分

・JL-Government 一太郎Government 9 バージョンアップ

2,697台分

・一太郎Government 9 インストールメディア (DVD) (PDFマニュアル付)

1枚

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和元 (2019) 年8月30日 (金)
- (4) 納入場所 栃木県経営管理部情報システム課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下に掲げるいずれかの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

ア 大分類:事務用機器、紙、文具類 小分類:オフィスオートメーション機器

イ 大分類:通信、情報処理

小分類:情報関連サービス

- (3) 令和元(2019)年7月9日(火)から同月22日(月)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号(県庁本館5階北側) 栃木県経営管理部情報システム課情報ネットワーク担当 電話028-623-2213
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和元(2019)年5月29日(水)から同年7月8日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和元(2019)年7月22日(月)午後2時 栃木県会計局会計管理課入札室(栃木県庁東館3階入札室1)に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、同月19日(金)午後5時までに書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

(4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

# (5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、情報システム課で交付する仕様書に基づき 作成した納入物品仕様書を封印した入札書に添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した 入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に 係る入札書は、無効とする。

- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Software license 1set

- (2) Time and Date of bidding:
  - 2:00 p.m., July 22, 2019 (Bidding documents by mail shall be made by 5:00 p.m., July 19, 2019)
- (3) Contact point for the notice:

Information Network Section,

Information Systems Division,

Department of Management and Administration

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya City, Tochigi Prefecture

320-8501

TEL. 028-623-2213

(情報システム課)